

消防職員の男女共同参画への取組

基本的に、消防職員の女性参画については、各地方自治体の取組に任せている状況であるが、消防庁としてより一層の男女共同参画を促進するため、下記のとおり通知を発出し、周知を図っている。

全国の消防本部へ通知

○ 「女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項について」

(平成16年2月6日消防消第32号消防庁消防課長通知)

- ① 採用について(男女の区別ない平等な受験機会)
- ② 職域(警防業務の職域すべてから女性を排除することは適当ではない。)
- ③ 消防庁舎の整備(女性用の仮眠室、女性トイレ等の計画的な整備を図ることが望ましい。)

○ 「女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項について」

(平成16年3月15日消防消第53号消防庁消防課長通知)

- ① 重量物を取り扱う業務(女性が従事できないことは一般的に想定されにくい。)
- ② 有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務
常時有害ガス等を発生する製造業の工場や作業所での活動、毒劇物等に係る特殊災害部隊への配置は適当でない。
しかし、有害ガス等が発生する「おそれのある場所」での活動までを否定するものではない。
- ③ 職場環境の整備(女性消防職員にとって働きやすい職場環境の整備に努める必要がある。)

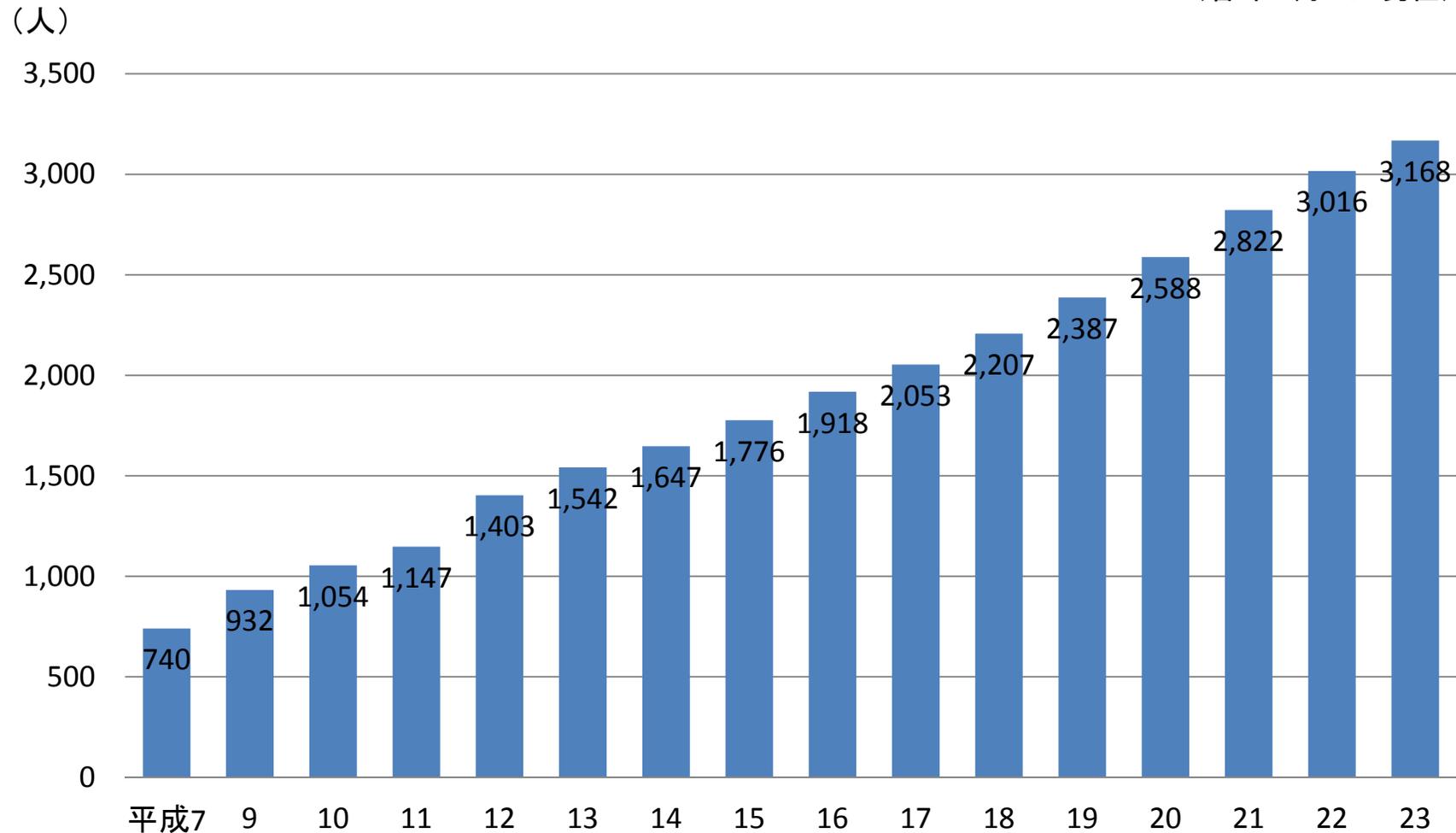
○ 「女性消防職員の採用に係る留意事項について」

(平成16年10月1日消防消第200号消防庁消防課長通知)

- ① 女性に対する平等な受験機会の提供(採用試験を実施する際に、性別を理由に受験機会を妨げないこと。)
- ② 採用試験の認定と評価にあたっての留意事項(採用試験の認定にあたり、女性の採用が事実上困難になるような試験にならないよう配慮すること。)
- ③ 体力試験の判定基準
採用の選考における体力試験の判定基準について、男女の一般的な体力差を加味したものとするのは、平等取扱の原則に照らしても何ら問題ないものと考えられること。

女性消防吏員の推移

(各年4月1日現在)



- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年度数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

消防消第 32 号
平成16年2月6日

都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長

女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項について（通知）

現在、政府においては、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（[※]ILO第111号条約）について、批准を視野に入れた検討を、厚生労働省を中心に行っています。

本条約は、締結国が雇用及び職業につき、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づく差別をなくすことを目的とするものでありますが、我が国においては、基本的には憲法第14条に一般的に法の下での平等が規定されており、雇用、職業の分野においては、労働基準法、職業安定法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等に基づき差別に対する施策が講じられています。

しかしながら、本条約は、雇用及び職業に関する広汎な差別を対象としていることから、詳細な検討及び批准に当たっての準備手続が必要であります。このため、消防庁においては、本条約上の適用に関する国内法制との整合性等について、国際労働機関（ILO）に対して質問を行うなど、関係省庁との連携を図りつつ、取組を進めておりますが、市町村の消防本部においても、こうした動きと歩を一にした積極的な検討・取組が求められます。

つきましては、このたび、本条約の批准に向けた検討を進める中で、特に、現行の国内法制を踏まえ、女性消防職員の採用、職域拡大等の促進に係る留意事項を下記のとおりまとめましたので、適正な取扱いに配意されるとともに、貴管内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨を通知の上、周知徹底されるようお願いいたします。

記

1 採 用

消防職員の採用については、地方公務員法第13条に規定される平等取扱の原則及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第2条に規定される基本的理念に基づき、男女の区別なく平等な受験機会が与えられる必要があること。

例えば、採用試験においては、その試験結果によって、男女別の合格者数に偏りが生じることはあり得るが、受験者を募集する時点において、男女別の採用予定人数を示すことは適当でないこと。

2 職 域

現行の国内法制上、労働基準法第64条の3第2項及びこれに基づく厚生労働省令（女性労働基準規則）において、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所における業務等が、女性の妊娠又は出産に係る機能に有害であるとして、女性一般の就業が制限されていること。しかしながら、この就業制限を理由として、警防業務・職域のすべてから排除することは適当でなく、職域制限について合理的に解し、女性消防職員の職域の拡大が図られるよう、積極的な取組が求められること。

3 庁舎等の環境整備

(1) 消防本部

近年、女性消防職員を採用する消防本部は増加傾向にあるが、女性消防職員の採用実績のない消防本部において、女性消防職員の就業に必要な施設等（例えば、女性用の仮眠室、女性トイレ等）を有しておらず、近時の財政状況にかんがみ、予算措置が伴わないことから、これらの庁舎等の整備は、今後も困難とする事案が見受けられる。

こうした環境整備については、一定の予算措置が必要であるものの、これらの実際の理由は、相当の期間にわたる未整備状態の継続を容認するものとはならないと解されること。したがって、採用の動向・推移を考慮の上、計画的な整備を図ることが望ましいこと。

なお、労働安全衛生法及び事務所衛生基準規則においては、男女別の仮眠室やトイレの設置について規定していること（労働安全衛生法第23条、事務所衛生基準規則第17条第1項第1号、第20条第1項）。

(2) 消防学校

消防学校において女性消防職員の受入に係る環境整備が不十分であることを理由として、消防本部における女性消防職員の採用が抑止されないように、(1)と同様に、所要の施設等の整備について計画的な取組を図ること。

※ ILO第111号条約

本条約は、1958年ILO（国際労働機関）第42回総会で採択されたものであり、昨年7月現在の批准国は159カ国であり、主要先進国首脳会議参加国（G8）中の未批准国は、日本及び米国のみとなっている。

消防消第 53 号
平成16年3月15日

都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長（公印省略）

女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項について（通知）

先般、消防庁では、「女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項について」（平成16年2月6日付消防消第32号。以下「32号通知」という。）を発出し、女性消防職員の採用、職域拡大等の促進に係る留意事項を示し、各消防本部における積極的な取組を求めたところです。

現在、国内法制上は、32号通知で示したように、労働基準法第64条の3第2項及びこれに基づく厚生労働省令（女性労働基準規則）において、重量物を取り扱う業務、有害物のガス等を発散する場所における業務が、女性の妊娠又は出産に係る機能に有害であるとして、女性一般の就業が制限されています。しかしながら、この就業制限に係る規定を理由に、女性消防職員の職域から、災害現場における警防業務すべてを排除することは適当ではなく、就業制限の趣旨を踏まえつつ、合理的な解釈をもって、女性消防職員についても警防業務に配置することは可能と考えております。

については、女性消防職員が警防業務に従事する場合の留意事項を下記のとおりまとめましたので、適正な取扱いに配慮されるとともに、貴管内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨を通知の上、周知徹底されるようお願いいたします。

記

1 「重量物を取り扱う業務」に係る解釈

- (1) 女性労働基準規則第2条第1項第1号に規定される「重量物」の解釈として、
「女性である救急隊員が傷病者を収容した担架を取り扱う業務は、重量物を取り扱う業務に該当しない」（平成7年2月14日付婦労収第1号。労働省婦人局婦人労働課長）とされているように、「重量物」とは、荷物を意味しており、人体は含まれないものであること。また、「重量物を取り扱う」とは、持ち上げることであり、押すことや引くことは含まれないこと。

- (2) 消防車両に積載される一般的な消防資器材を搬送するなどの断続作業を行う場合、その重量が30キログラム（継続作業の場合は20キログラム）を超えるものは、ごくわずかと考えられること。なお、重量が30キログラム（継続作業の場合は20キログラム）を超える場合であっても、他の隊員と共同で取り扱うことにより、そのほとんどが許容の範囲になるものと考えられること。
- (3) 同規則第2条第1項第1号表中の「断続作業・継続作業」の別については、個別業務の案件により判断すべきものであること。
- (4) 以上のことを勘案すると、災害現場における警防業務が「重量物を取り扱う業務」に該当するとして、女性が従事できないことは一般的に想定されにくいものであること。

2 「有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」に係る解釈

- (1) 国際労働機関（ILO）は、「母性保護」を目的とした同規則第2条第1項第1号及び第18号の規定について、「重量物の規制は再検討すべきだが、有害物のガス等の規制は正当化される」（趣意）との見解を示しており、第18号の規定は、より慎重に取り扱われる必要があること。
- (2) 「有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所」とは、例えば、製造業の工場や作業所など、常時、有害物のガス等が発散している場所が想定されるものであり、「発生するおそれのある場所」までを含むものではないこと。
- (3) 消防活動の実際においては、建物火災に出場した消防職員が、消火活動等のために屋内進入する際は、空気呼吸器を着装する等の安全管理の措置を施すことにより、実際に発生している濃煙等から身体を保護していること。また、関係者からの情報収集により、異常を覚知、あるいは危険を予測した場合においては、ガス検知器等の使用により、有害物質の存在、種類及び危険の程度を特定しており、これらの結果を踏まえた必要な安全管理の措置が施されない限り、屋内進入は行わないものであること。こうした安全管理による身体保護の効果は、女性においても、当然、同様と考えられること。
- (4) 建物火災に出場し、屋内進入は行わず、屋外からの消火活動のみに従事した場合であっても、有害物のガス等を吸引する可能性のすべてを否定できないこと。しかしながら、これが、人体に直接の影響を及ぼすまでのものとは考えにくく、また、近年の建物火災の件数にかんがみるならば、こうしたガス等が蓄積することによる人体への影響についても、危惧するには及ばないと考えられること。
- (5) ただし、毒劇物等の漏洩や流出による災害に出場し、有害物のガス等が実際に発生している場合については、当該規定の趣旨を踏まえ、仮に空気呼吸器等による安全管理の措置を施したとしても、有害物のガス等の濃度が安全レベルに低下

するまでの間は、内部進入すべきではないこと。

3 女性消防職員の部隊配置上の留意事項

- (1) 1及び2を踏まえると、一般的な建物火災においては、所要の安全管理が確保されるならば、警防業務への従事内容について、女性であることのみを理由に、男性職員と異なる取扱いを行う必要性は乏しいこと。
- (2) ただし、毒劇物等に係る特殊災害への対応を主任務とする消防隊を編成する消防本部にあっては、当該消防隊が担う主たる業務に伴う潜在危険の蓋然性にかんがみ、当該消防隊に女性を配置することは適当でないこと。

4 女性消防職員の採用、職域拡大等の促進に関連して、配慮すべき事項

- (1) 職場における性的な言動に起因する問題（セクシャル・ハラスメント）を防止するための配慮として、教育の実施や女性消防職員が相談できる体制を整備するなど、職場環境の整備に努める必要があること。
- (2) 妊産婦（妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性をいう。以下同じ）については、労働基準法第64条の3第1項及び第3項の規定により、妊娠、出産、哺育等に有害な業務への従事が制限されているが、災害現場における警防業務が、同規則第2条第1項に定める業務に該当するか否かは、個々具体的に判断されるべきものであること（同項第1号及び第18号に定める業務の解釈については、1及び2に記載のとおり）。また、労働基準法第66条第3項の規定により、妊産婦が請求した場合にあっては、深夜業務に従事させてはならないとされていること。
- (3) 任命権者においては、女性消防職員が妊娠しているか否かについて、早期の把握が必要とされているとともに、女性消防職員から妊娠に係る申告が行われた場合は、プライバシーに配慮するとともに、妊娠中及び産後の健康管理に関して、必要な措置を講じるべきであること。他方、特に深夜業務に従事する女性消防職員については、妊娠の事実の申告以前の段階から、自らが、母性保護に係る健康管理に特段の配慮を行うことにより、不慮の事態の防止に努めるべきこと。
- (4) 女性消防職員にとって働きやすい職場環境の整備や消防資器材の開発・導入等は、消防職員の高齢化対策としての環境改善にも資するものであること。

消防消第200号
平成16年10月1日

各都道府県消防主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長
東京都・各指定都市人事委員会委員長

殿

消防庁消防課長

女性消防職員の採用に係る留意事項について（通知）

先般、消防庁では、「女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項について」（平成16年2月6日付け消防消第32号。以下「第32号通知」という。）を通知し、女性消防職員の採用、職域拡大等の促進に係る留意事項を示し、各消防本部における積極的な取組を求めたところです。

消防職員の採用については、地方公務員法第13条に規定される平等取扱の原則並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第2条に規定される基本的理念に基づき、男女の区別なく平等な受験機会が与えられる必要があることは、すでに第32号通知にあるところです。その後の各消防本部における取組状況にかんがみ、今般、女性消防職員を採用するにあたっての留意事項を下記のとおりまとめましたので、適正な取扱いに配意されるとともに、女性消防職員の採用、職域拡大等に努めていただくようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨を通知の上、周知徹底されるようお願い致します。

記

1 女性に対する平等な受験機会の提供

第32号通知中「男女の区別なく平等な受験機会が与えられる必要がある」とは採用試験を実施する際に、性別を理由に受験機会を妨げないことを意味しているところであり、「採用にあたって実施する体力試験について男女同一の基準で評価すること」まで意味しているものではないこと。

2 採用試験の認定と評価にあたっての留意事項

採用試験の認定にあたり、体力試験の種目・実施方法・評価方法の設定により、

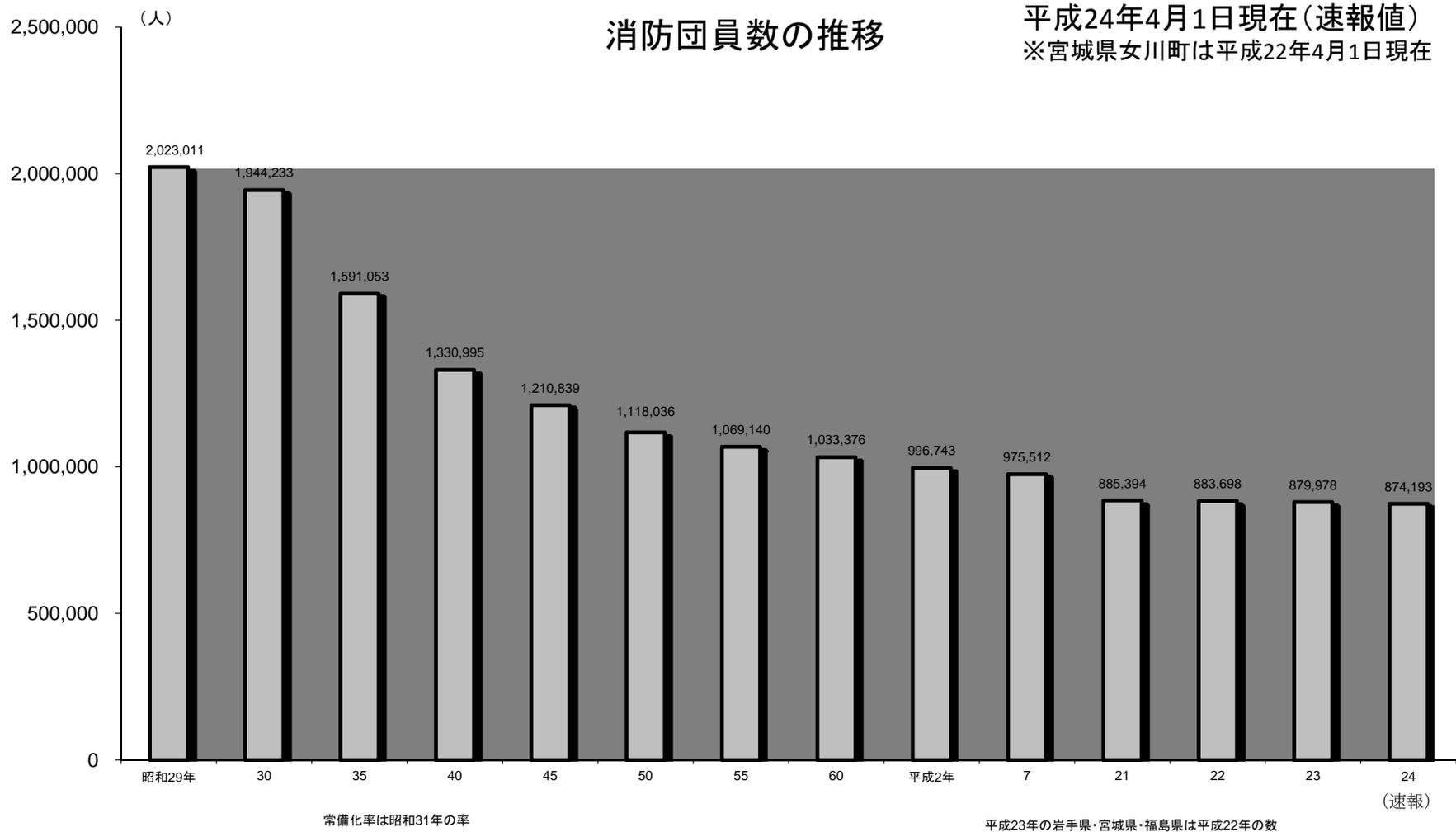
女性の採用が事実上困難になるような試験にならないよう配慮すること。

3 体力試験の判定基準

採用の選考における体力試験の判定基準について、男女の一般的な体力差を加味したものとするのは、男女間に基本的な体力差があることは一般に了知されているところであり、社会的合理性も十分認められると考えられることから、平等取扱の原則に照らしても何ら問題ないものと考えられること。

消防団・消防団員の現況

- ① 消防団数 : 2,234団 (全国すべての市町村に設置)
- ② 消防分団数 : 22,753分団
- ③ 消防団員数 : 874,193人 (前年度より5,785人減少)

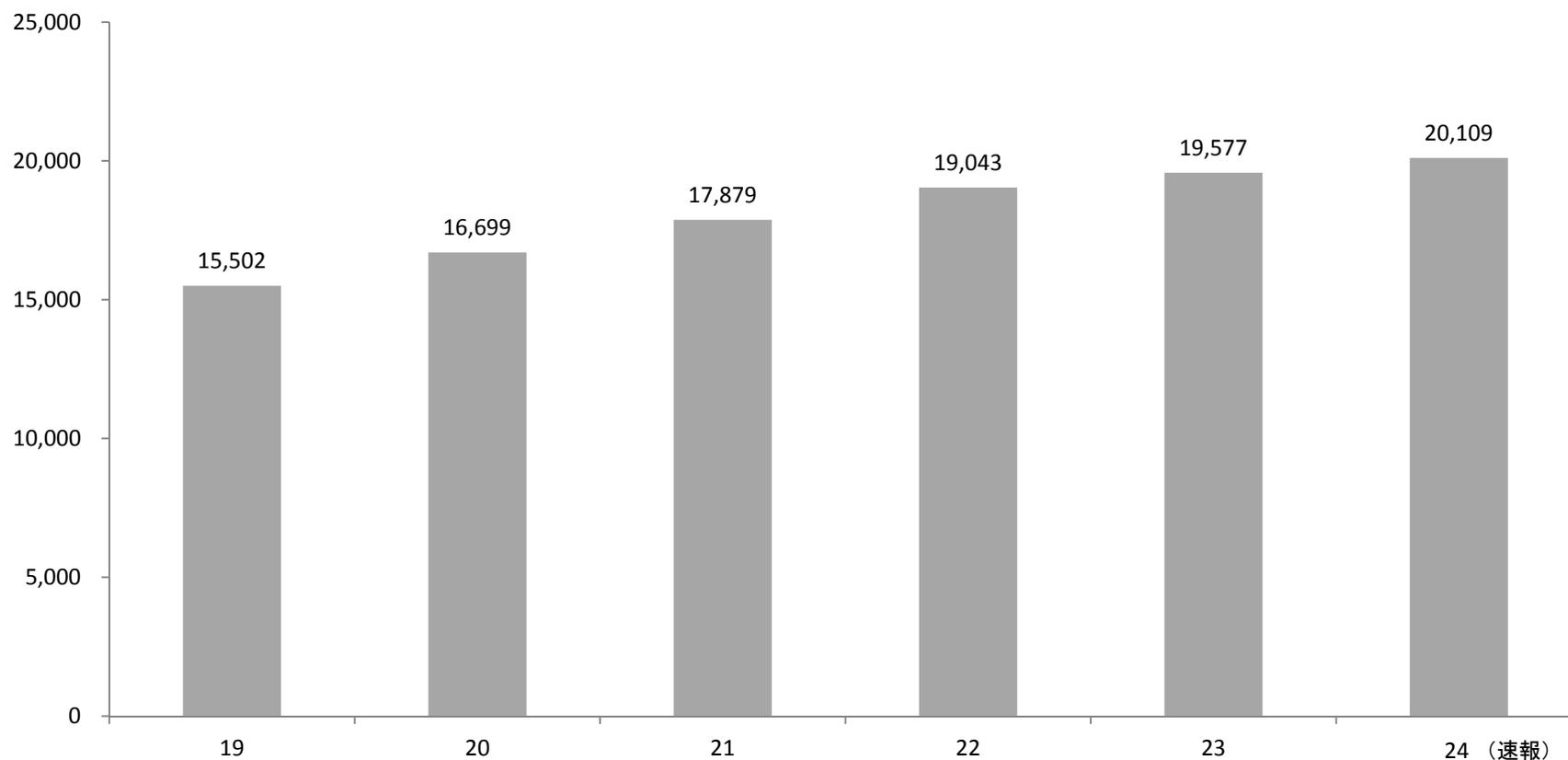


女性消防団員数の推移

女性消防団員数は20,109人で全体の2.3%であり、前年度より532人増加した。
消防団員総数が減少する中でも、女性消防団員数は年々増加しており、5年前の平成19年に比べ、1.3倍の4,607人増加した。

女性消防団員数の推移(過去6年間)

平成24年4月1日現在(速報値)
※宮城県女川町は平成22年4月1日現在



女性消防団の取り組み（茨城県阿見町消防団）

阿見町消防団女性部は、平成16年10月に消防団本部に所属し女性のみで組織する女性部として発足、現在11名（H24.4.1現在）の女性消防団員が、消防団の年間行事への参加、防火指導、応急手当指導、軽可搬ポンプ操法など幅広く活動している。また、近年では防災教育への取り組みとして、防災士の資格を取得した。



女性消防団の取組（津市消防団デージー分団）

デージー分団は、平成18年1月に女性のみで組織する消防分団として発足し、現在15名（H23.4.1現在）の女性消防団員が、広報活動、一般家庭への防火訪問、一人暮らしの高齢者宅への防火訪問、応急手当指導など幅広く活躍している。

また、近年では防災訓練で、消火活動の訓練展示も行っている。

※ 「デージー」＝「ひなぎく(火無効く)」



全国避難者情報システムについて

避難されている方から任意にご提供いただいた避難先の所在地等の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供する「全国避難者情報システム」を全国の都道府県・市町村の協力を得て構築。

【全国避難者情報システムの概要】

